

端末設備等規則の一部改正について

I 改正の背景

従来のアナログ電話サービスと同様の電話番号（0AB～J番号）を用いたIP電話サービスは、加入者が1,366万（平成21年末）に達するなど、アナログ電話サービスや携帯電話サービスに並ぶ主要な電話サービスへと発展している。

このような中、平成21年7月28日付け情報通信審議会答申「「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「IP電話端末等に関する技術的条件及び電気通信事故等に関する事項」（一部答申）」において、IP電話端末設備が具備すべき機能等に関する技術的条件が示された。本件は、当該内容に係る以下の事項について、関係省令の改正を行い、規定を整備するものである。

II 改正の概要

(1) IP電話端末に係る新たな技術基準の整備

OAB～J-IP電話（以下「IP電話」という。）は、アナログ電話や携帯電話に並ぶ主要な電話サービスへと普及・発展している。しかしながら、電気通信端末に係る技術基準を定める端末設備等規則においては、現在、IP電話端末は、電話端末ではなくデータ通信端末とされており、電話として必要な機能が制度上担保されていない。このため、ネットワーク保護等の観点から、電話として最低限必要な機能を満たし、IP電話特有の課題にも対応するよう、規定の改正を行うものである。

→*端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（第4章第3節の新設）*

(2) IP電話端末等からの緊急通報発信を担保する規定の整備

電気通信端末の多様化や国際化の流れの中、一部の電話端末において緊急通報が発信できない不具合が生じたことから、同様の事例の再発を防ぐため、端末設備等規則において、通話の用に供する端末に対し、緊急通報機能を有することを要件化するものである。

→*端末設備等規則（第12条の2、第28条の2、第32条の6、第34条の4の新設）*

(3) IP電話端末に係る新たな技術基準適合認定の整備

(1)の技術基準改正にあわせ、IP電話端末に係る技術基準適合認定の区分として、新たな区分「E」を設けるものである。

→*端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）（第3条、様式第7号の一部改正）*

III 施行期日

平成23年4月1日とする。